

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年3月26日（平成27年（独個）諮問第14号）

答申日：平成28年9月20日（平成28年度（独個）答申第12号）

事件名：本人の来所記録等の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「異議申立人に係る来所記録など238枚」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定については、別紙2に掲げる部分を訂正すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成26年12月2日付け年機構発第46号により日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、不服があるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

（前略）

訂正請求書の22のうち少なくとも18までの来所記録などに対しては特定年金事務所が作成したものであるから、個別に訂正すべきであった。それが1つも、理由、説明すら、なされていなかった。

来所記録、年金相談受付票、年金相談事跡のように機構にとって都合の良い、偏った個人情報になっている。

- ① 「H22.4.10－北社保（特定職員）に行った。9：40～11：50頃まで」と記録している（請求事項1）。
- ② 平成23年「●●」と記録・記載した事について、何日、どこで、どのような理由で表記されたものか、事実に基づいて理由、説明、提示すべきである。名寄は、氏名、生年月日、性別の三情報を突き合わせるのが基本との事。また、基礎年金番号に統合されず、氏名が入力されていなかったものが1割もあったとの事。私の場合、氏名は「●●」、生年月日は特定社会保険事務所も、生年月日を誤って

回答書を私に送った。厚生年金基金加入員証（特定会社）の生年月日の和暦に朱筆，性別も朱筆があった。日雇・船員などの現業者にされていた可能性はある。この三情報が，このような状態であるという事は，余計「●●」が重要となる（請求事項2）。

③ 平成23年1月6日 オンライン画面の「基礎年金番号〇〇〇〇ー××××××」と表示されている事に対し，質問したが，この時も「わかりません」と回答されているので，追加して下さい（請求事項3）。

④ 平成23年4月25日 特定職員に，「私は，通算老齢年金ですか」と言った。「いいえ，違います」との回答。所長に会わせて下さいとお願いしたところ「だめです」の一言だった。この日の事があり，特定年金事務所長に手紙（依頼文書）を出した（請求事項4）。

（中略）

⑤ 平成23年7月1日 のちの事であるが@について質問したところ，「今は，使っていないのでわかりません」と回答。少し前まで使っていたのである。この相談員は少し前に社保を退職した人物なのである（請求事項5）。

⑥ 平成23年8月4日 のちの事であるが，ねんきんネットは，「空いている期間があります」について，「共済の可能性が高いです」と回答された。ある本によると，共済と厚年が混雑すると年金確認が難しくなりますと書いてあった（請求事項6）。

（中略）

⑦ 平成23年9月1日 年金相談事跡個別詳細票に運転免許証と2度も記載されている。私は，63年間，運転免許証は取得した事がない。明らかに事実でないにもかかわらず，機構（情報管理グループの特定職員）は，「証拠がないじゃないですか」と強く発言された。行政の誤りを我々が何故，証拠を出し，証明しないといけませんか？年金の専門知識すらわからない者には，到底不可能である（請求事項7）。

⑩ 平成24年4月3日 ある社会保険事務所の窓口担当者（第三者委員会の受付担当者）に戸籍などの取得に関して確認したところ，「本人から，同意をもらうか，本人に取ってもらいます」と回答した（請求事項11）。

（中略）

⑬ 平成24年7月30日 （中略）

特定行政評価事務所は，テープ起こしなどをして審議資料を改ざん，作成し，申立人が不利になるよう悪用した。開示文書も25組以上の重複文書があり，請求者を混乱される目的だったとしか考えられ

ない。そういう意味では幼稚である。単純ミスだったとしても同じである（請求事項13）。

⑱ 平成25年2月7日（中略）

昭和61年の制度改正などによるシステム業務は、当初、現存被保険者に係る記録・管理のみが行われた。日雇特例被保険者にかかる業務などは、開発規模が膨大であるので開発対象を含め検討された・・・などの経緯がある。現在のオンライン画面にすべては載っていない。途中で消されたもの別個にされた記録・履歴など多種多様である。システム業務において和暦の変更もあった。画面だけで判断するのは誤っているし「付（づけ）」で回答するのも誤っている（請求事項18）。

（後略）

（注）請求事項の番号は、当審査会において付したものである。

（2）意見書

異議申立人から、平成27年4月22日に意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

（1）訂正請求（平成26年9月18日受付）

訂正請求書に記載の内容について、開示した文書のどの部分をどのような根拠に基づいてどのように訂正すべきなのか、具体的に不明であったため、平成26年9月29日付で補正の依頼をした。補正依頼に基づき、同年10月8日に補正された訂正請求書を再受付した。しかし、補正が不十分であったため、どの部分をどのように訂正すべきなのか、根拠を示して具体的に記載するよう再度同月21日に補正の依頼をした。その後同月24日、異議申立人より根拠はないためそのまま進めてもらいたい旨の電話連絡を受け、返戻していた訂正請求書を同月27日付で再々受付した。

（2）平成26年12月2日付処分

以下の理由により、訂正しない旨の決定をする。

明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がなく、当該訂正請求に理由があると認められないため。

（3）異議申立て（平成27年1月8日受付）

開示された文書は機構にとって都合の良い偏った個人情報になっているので訂正を求める旨の異議申立がなされた。

2 見解

訂正請求の請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分

（「事実」に限る。）の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人の長が当該個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、独立行政法人の長に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

しかし、異議申立人は訂正請求書において訂正を希望する部分、内容を具体的に示さないうえ、日本年金機構からの補正依頼に対し、異議申立人はそのまま進めてほしい旨の回答をした上で、補正には応じないとして訂正請求書を送り返してきている。

過去の答申によれば、「訂正請求の請求人から明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる」と解されている。そのため、日本年金機構は訂正しない旨の決定をしたものであり、原処分は妥当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①平成27年3月26日 | 諮問の受理         |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年4月22日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④平成28年3月22日 | 異議申立人から資料を收受  |
| ⑤同年8月26日    | 審議            |
| ⑥同年9月15日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途一部開示決定した「異議申立人に係る来所記録など238枚」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙1のとおり、その訂正を求めるものである。

処分庁は、明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がなく、当該訂正請求に理由があると認められないとして、不訂正とする原処分を行い、異議申立人は、原処分について、訂正をしないこととした理由に不服があるとして原処分の取消しを求めるとしている。

諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件訂正請求がされた部分の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

###### （1）訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に

該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法 29 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

## （2）訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報のうち、訂正請求の対象とされている部分は、上記 1 のとおり、異議申立人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法 27 条 1 項 1 号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件訂正請求がされた部分は、異議申立人が行った年金相談の際の担当者とのやり取りの記録や異議申立人と特定年金事務所の担当者との面談や電話でのやり取りの記録であると認められ、下記請求事項 5 を除く部分は、いずれも法 27 条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

ウ 請求事項 5 は、特定年金事務所において作成した年金相談事跡個別詳細票中の「その他の特記事項」欄の記載内容からその一部の削除を求めるものであるが、当該部分は、年金相談を行った担当者の異議申立人に関する「評価・判断」に該当するものであり、法 27 条 1 項に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当するとは認められない。

したがって、当該訂正請求は、法 29 条に基づく訂正義務があるとは認められない。

## 3 「事実」に該当する情報の訂正の要否について

### （1）別紙 1 に掲げる請求事項 2 について

諮問庁は、理由説明書において、当該訂正請求に係る補正の経緯について、上記第 3 の 1（1）のとおり説明した上で、異議申立人は訂正請求書において訂正を求める部分、内容を具体的に示さない上、処分庁からの補正依頼に対し、そのまま進めてほしい旨の回答をした上で、補正

には応じないとしたことから、法 29 条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断し、不訂正とする原処分を行った旨説明する。

しかし、異議申立人は、請求事項 2 において、特定年金事務所において作成した年金相談事跡個別詳細票中の「カナお客様名」欄の「●●」という記載を異議申立人の氏名に変更するよう求めているところ、処分庁は、平成 26 年 10 月 21 日付けの補正依頼において、請求事項 2 についての補正の依頼を行っておらず、異議申立人がどのように訂正すべきと考えているかについて承知していたものと認められる。また、当該年金相談を異議申立人が行ったことは明らかであることから、当該部分は、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきである。

(2) 別紙 1 に掲げる請求事項 1 2 について

異議申立人は、請求事項 1 2 において、特定年月日の異議申立人の来所記録中の異議申立人の発言内容の一部について、異議申立人が発言した内容ではないと主張しているところ、当該来所記録は、その体裁や内容を見ると、当事者の発言内容及び行動を細大漏らさず記載することが要求されている文書ではなく、担当者の理解に基づき業務上必要な範囲で記載される文書であると認められる。

異議申立人が訂正を求める部分には、特定年金事務所においてこれまで異議申立人に対応した複数の担当者の現職名が記載されているところ、当該文書の性格から、業務上必要な範囲で情報を付加することはあり得るものと認められ、異議申立人が請求する訂正をしないことで、現在記載されている内容が、明らかに異議申立人が発言した内容と異なることになるとは認められない。

したがって、当該訂正請求については、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(3) 別紙 1 に掲げる請求事項 1, 6, 9, 10, 13, 14, 15, 16, 17 及び 18 について

異議申立人は、当該請求事項において、異議申立人の来所記録中の来所時間の訂正や異議申立人及び担当者の発言内容等の訂正を求めている。

当審査会において、保有個人情報訂正請求書、異議申立書及び意見書の内容を確認したところ、異議申立人は、「事実と違う」などと主張しているが、当該請求事項において訂正を求めている情報が事実と異なると判断できる具体的な根拠が示されているとは認められないことから、当該訂正請求については、理由があるとは認められない。

したがって、当該訂正請求については、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(4) 別紙 1 に掲げる請求事項 3, 4, 7, 8 及び 11 について

異議申立人は、当該請求事項において、年金相談事跡個別詳細票中の「その他の特記事項」欄の記載内容の一部訂正を求める他、開示された保有個人情報以外の件についての意見を述べている。

当審査会において、保有個人情報訂正請求書、異議申立書及び意見書の内容を確認したところ、異議申立人が当該訂正請求部分について、どのように訂正すべきと考えているのか、その具体的な訂正内容が明確に示されているとは認められないことから、当該訂正請求については、理由があるとは認められない。

したがって、当該訂正請求については、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を法 29 条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、別紙 2 に掲げる部分は、同条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当すると認められるので、訂正すべきであるが、その余の部分は、同条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙 1

### 本件対象保有個人情報に係る訂正請求事項

- 請求事項 1 開示文書 1 3 8 頁の特定年月日の来所時間の訂正（詳細略）
- 請求事項 2 開示文書 3 頁， 1 1 頁， 1 9 頁， 2 7 頁， 3 5 頁， 4 3 頁， 5 1 頁， 5 9 頁， 7 5 頁， 8 3 頁及び 9 9 頁の「カナお客様名」欄の訂正（詳細略）
- 請求事項 3 開示文書 1 5 頁の「その他の特記事項」欄の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 4 開示文書 3 1 頁の「その他の特記事項」欄の記載内容の訂正（詳細略）
- 請求事項 5 開示文書 3 9 頁の「その他の特記事項」欄の記載内容の一部削除（詳細略）
- 請求事項 6 開示文書 1 3 9 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 7 開示文書 5 5 頁の「その他の特記事項」欄の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 8 開示文書 6 3 頁の「その他の特記事項」欄の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 9 開示文書 1 4 3 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 0 開示文書 1 4 2 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 1 開示文書以外の件についての意見（詳細略）
- 請求事項 1 2 開示文書 1 4 4 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 3 開示文書 1 4 5 頁及び 1 4 6 頁の頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 4 開示文書 1 5 0 頁の記載内容について，追加・訂正（詳細略）
- 請求事項 1 5 開示文書 1 4 8 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 6 開示文書 1 5 1 頁及び 1 5 2 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 7 開示文書 1 5 5 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）
- 請求事項 1 8 開示文書 1 5 6 頁の記載内容の一部訂正（詳細略）

(注) 1 開示文書には頁番号は付番されていないが，開示文書の 1 枚目ないし 2 3 8 枚目に 1 頁ないし 2 3 8 頁と付番したものを「頁」として記載している（別紙 2 においても同様。）。

2 「別紙 1」は，当審査会において，異議申立人が求める訂正請求事項の要点を簡潔に整理して記載したものである。



別紙 2（訂正すべき部分）

開示文書 3 頁， 1 1 頁， 1 9 頁， 2 7 頁， 3 5 頁， 4 3 頁， 5 1 頁， 5 9 頁， 7 5 頁， 8 3 頁及び 9 9 頁の「カナお客様名」欄の記載